

花とみどり応援助成

～姫路市民のみなさんが行う緑化活動を応援します～

- ①一般緑化助成
- ②公共地緑化助成
- ③オープンガーデンなかはりま公開ガーデン助成
- ④植物愛好団体等活動支援助成

■申請期間 4月1日 ～ 12月28日 必着

■活動期間 4月15日 ～ 翌年 3月31日

一般財団法人

姫路市まちづくり振興機構

緑ゆたかで潤いあるまちづくりを推進するため、市民の皆様が自主的に行う緑化活動に対し、その経費の全部又は一部を助成しています。

※必ず実施前に申請をして【認定】を受けてください。実施後の助成はいかなる場合もできません。

各助成
予算に達し次第
受付を終了します

1. 助成の種類

① 一般緑化助成 …姫路市内の私有地※1 での緑化活動

対象	個人、法人、団体、施設、学校※2
対象となる経費	・花苗 ・球根 ・種子 ・苗木 ・用土※3 の購入費 ※用土のみの購入は助成対象外とする
対象外	・用土のみ購入 ・造花 ・造園業者等への委託費 ・撤去や植栽にかかった工事費
助成上限額	税込 5,000円 (※購入費が税込 5,000円未満の場合はその金額)

- (例) ・自宅の庭に植える花苗の購入費 ⇒○
 ・企業の庭に植える花苗、用土の購入費 ⇒○
 ・自宅の部屋に飾る寄せ植え用の花苗の購入費 ⇒× 屋外での緑化に限ります。
 ・福祉施設の花壇の用土 ⇒× 用土のみの購入は対象外です。花苗等の植物と組み合わせで購入してください。
 ・自宅の庭づくりで業者に支払う工事費用 ⇒× 造園業者等への委託により発生した工事費等は対象外です。

② 公共地緑化助成 …姫路市内の公共地※4 での緑化活動

対象	個人、法人、団体、施設、学校※2
対象となる経費	・花苗 ・球根 ・種子 ・苗木 ・用土※3 の購入費 ※用土のみの購入は助成対象外とする
対象外	・用土のみ購入 ・造花 ・造園業者等への委託費 ・撤去や植栽にかかった工事費
助成上限額	税込 10,000円 (※購入費が税込 10,000円未満の場合はその金額)

- (例) ・地域の公園に植える花苗の購入費 ⇒○
 ・公道の花壇、植樹帯に植える花苗の購入費 ⇒○
 ・自宅の庭に植える花苗の購入費 ⇒× 自宅等の私有地での緑化活動は①一般緑化助成の対象となります。

③ オープンガーデンなかはりま公開ガーデン助成 ※5

対象	申請年度又は申請の翌年度に「オープンガーデンなかはりま」へ参加する公開ガーデン
対象となる経費	・花苗 ・球根 ・種子 ・苗木 ・用土※3 の購入費 ※用土のみの購入は助成対象外とする
対象外	・用土のみ購入 ・造花 ・造園業者等への委託費 ・撤去や植栽にかかった工事費
助成上限額	税込 10,000円 (※購入費が税込 10,000円未満の場合はその金額)

- (例) ・自宅の庭を公開しており、そこに植える花苗や用土の購入費 ⇒○
 ・公開ガーデン以外の場所における花苗や用土の購入費 ⇒× ①②いずれかの該当する助成制度に申請してください。
 ・申請年度又は翌年度に公開予定はないが、以前公開していた。 ⇒× 助成は、申請年度又は翌年度の公開ガーデンに限ります。

④ 植物愛好団体等活動支援助成

対象	姫路市内で活動する植物愛好団体等
条件	花と緑に関する展示会、交流会、研修会等で、申請団体が主催する活動であること
対象となる経費	①使用料・委託料 ・会場使用料 ・機器使用料 ・会場設営委託料 等 ②資材等購入費 ・テーブルクロス ・ネームプレート ・コピー用紙 ・ほか開催に直接必要となる資材 等 ③印刷費 ・展示会等の宣伝チラシ印刷費 ・展示会等で使用する資料の印刷費 ④講師費用 ・外部講師への謝礼 ・外部講師用飲食物 (アルコール飲料は対象外)
対象外	・展示植物の購入費 ・打ち上げ等の飲食費 ・来場者用の飲食物 ・会員への謝礼 ・一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が行う「緑化出前講座」との併用は不可 ・3年連続で同一の活動に対し助成を受けた場合、4年目の申請は不可
助成上限額	税込 30,000円 (※購入費等が税込 30,000円未満の場合はその金額)

- (例) ・姫路市内で開催する植物の展示会等に係る会場の使用料 ⇒○
 ・姫路市内で開催する、植物愛好会の交流会等に係る会議室の使用料 ⇒○
 ・姫路市外で行う展示会に係る経費 ⇒× 姫路市内での活動に限ります。
 ・展示会等で来場者に配布するお菓子の購入費用 ⇒× 飲食物は対象外です。
 ・展示会に出品する植物の購入費 ⇒× 展示植物の購入費は対象外です。

※1 私有地 …姫路市内の個人、法人が所有する屋外の場所とする。
 ※2 学校 …学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条第1項に規定する学校、専修学校及び各種学校とする。
 ※3 用土 …土壌改良材も含む。
 ※4 公共地 …姫路市の公園、公的施設の花壇若しくはプランター又は公道の花壇若しくは植樹帯とする。
 ※5 オープンガーデンなかはりま …姫路市及び(一財)姫路市まちづくり振興機構が主催する園芸愛好家・企業・地域団体等の庭園を一般公開するイベント

いずれの助成も、活動の2週間前までに申請書を提出してください

2. 助成条件 <以下の条件をすべて満たすものが助成の対象となります>

- 姫路市内での活動又は姫路市若しくは一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が主催する事業へ参加協力する活動であること。
- 営利目的ではない活動であること。
- 活動場所の所有者や管理者の許可を得ていること。
- 団体等での申請の場合、その団体は5名以上(会長・副会長・会計・監事等の役員を含む)で構成されており、会員の半数以上が姫路市内に在住又は在勤していること。
- 自主的に行う緑化活動であること。姫路市又は一般財団法人姫路市まちづくり振興機構から受託した事業等は助成対象外とする。

活動後に！ぜひご参加ください！

オープンガーデンなかはりま

オープンガーデンの会場として公開いただけるお庭や花壇を募集しています。みなさまの活動場所を一般公開してみませんか？



開催時期 (各3日間)
前期: 4月中旬 後期: 5月中旬

※広さは問いません。
※駐車場がなくてもOK。
※お庭の植栽に合わせて前期・後期を選べます。

HPはこちら



ご相談は緑化推進部まで！

ひめじ花と緑のコンクール

活動場所を写真に撮ってぜひご応募ください。全作品展示、参加記念品として園芸用品の進呈もあります。



対象: 令和7年9月以降の写真
応募期間: 4月1日~9月1日

各部門の入賞者に表彰・副賞を
進呈しています。

・個人部門
・学校部門
・職場/店舗部門
・コミュニティ部門
・記念樹部門

HPはこちら



3. 申請方法

「活動前の申請」、「認定」、「活動後の報告」が必要です。下記の通り申請してください。

申請の手続き		添付書類
(1) 申請者⇒機構	「花とみどり応援助成申請書」の提出 ※申請書はホームページからダウンロードしてください ※必ず活動実施の2週間前までに提出してください	①活動場所の見取り図 (庭の位置図、活動施設の位置図など) ②活動実施前の写真 (植物愛好団体等活動支援助成の場合は、 企画書又はプログラム等を添付してください)
(2) 機構	書類審査 ⇒ 認定	
(3) 機構⇒申請者	「花とみどり応援助成可否認定通知書」を送付	「緑化活動報告書兼助成金交付請求書」 を同封
(4) 申請者	認定通知を受けたあと、 年度内に活動を実施・完了する ※年度内に完了しない場合認定取消となります	申請内容から大幅な変更がある場合は 報告が必要です。緑化推進部までご連絡ください。
(5) 申請者⇒機構	「緑化活動報告書兼助成金交付請求書」の提出 ※請求書は可否認定通知に同封しています	①購入品の領収書及び明細書(レシート可) ※明細の記載がない場合、購入時の品物・数量が 全て分かる写真を添付してください ②活動中・完了後の写真
(6) 機構	完了審査 ⇒ 交付額決定	
(7) 機構⇒申請者	交付決定通知・助成金交付(振込)	

提出先

一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構 **緑化推進部**

〒670-0971
■郵送・持参 姫路市西延末 440 緑の相談所 2階
■メール r-oubo@himeji-machishin.jp

※郵送・持参・メール以外でのご提出は受付できません。

申請期間

4月1日 ~ 12月28日 必着

※受付時間は平日9:00~17:00です。ご持参の場合、土日祝は受付できませんのでご注意ください。

4. 注意事項

- (1) 同一場所及び活動に対し、申請は年度内に1回限りとする。
- (2) 同一場所及び活動に対し、複数の個人又は団体等からの申請は不可とする。
- (3) 申請は、活動実施の2週間前までに提出しなければならない。
- (4) 活動実施中又は完了後の申請は、いかなる場合も助成不可とする。
- (5) クレジットカードやポイントカード等の利用により取得したポイント相当額は、助成対象額から控除する。
- (6) 助成金の交付は、指定された金融機関口座への振込により行うものとし、現金等による交付は行わない。
- (7) 下記に該当すると認められたときは、助成金交付決定の取消し又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めます。
 - ・指定日を過ぎて報告書の提出がないとき。
 - ・年度内に活動を完了しないとき。
 - ・虚偽の活動報告やその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

■お問合せ先■

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 緑化推進部
〒670-0971 姫路市西延末 440 番地 (緑の相談所 2階)
TEL : 079-291-1914 FAX : 079-298-0539

申請書のダウンロードなど
ホームページはこちら▶

